

食安輸発第0525001号
平成18年5月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成18年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（一部改正）

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号にて通知したところですが、試験法の整備状況等を踏まえ、当該通知の別添の一部を下記のとおり改正することとしましたのでご了知の上、対応方お願いします。

また、試験検査の検体送付にあたっては、本年5月29日に試験検査部門に到着する検体から本年度の計画に基づく農薬等の検査項目を実施することとするので対応方お願いします。

さらに、農薬等の試験検査実施にあたっては、分析対象として代謝物が含まれる検査項目があるので試験法に十分留意願います。

なお、ポジティブリスト制度が施行される本年5月29日以降、違反措置の対応にあたっては、平成17年11月29日付け食安発第1129001号の記の第3の施行・適用期日に十分留意願います。

記

平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別添を以下のとおり改め、別紙のとおりとする。

1. 「Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領」について、2の(2)の「マラカイトグリーン」及び「DES」の内容を改める。
2. 「別表第3」について、「検体採取量 (kg)」の欄を「2 kg」から「1 kg」に改める。

3. 「別表第4」について、「抗生物質」の項目から「チルミコシ」を削除する。
4. 「別表第4」について、「クロブ^oロマジン」、「テキサメタジン」、「ファミール」、「プレトニゾロン」、「ベタメタジン」、「ジメトリダゾール」、「メロニダゾール」、「ロニダゾール」、「カンタキサンチン」及び「クレゾテロール」に係る「蜂に関連した食品」の欄の検査件数を削除し、あわせて「オキシテトラサイクリン」、「クロルテトラサイクリン」、「テトラサイクリン」及び「ニトロフラン類」の検査件数を改める。
5. 「別表第5」について、「農薬名」から「リン化水素」を削除し、「プロメトリン」を加える。
6. 「別表第6」について、「農薬名」から「フライト^o」を削除する。

別添（平成18年5月25日改正、改正部分を下線で示す。）

平成18年度輸入食品等モニタリング計画

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）

1 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 対象

(1) 食品等

ア．別表第1に掲げる食品等とし、次に掲げる食品等については除外する。

(ア) 事故品

(イ) 積み戻り品

(ウ) 税関職員から食品衛生上の問題があるとして連絡のあった食品等

(エ) 初めて本邦に輸入される食品等

イ．厚生労働大臣の登録検査機関、輸出国公的検査機関の検査成績書の提出があったもの及び輸入食品等事前確認制度で登録された食品等並びに同一食品等の継続的輸入として、過去の検査成績書の提出のあるものについても対象とする。

(2) 検査項目

別表第1に掲げる食品群について、厚生労働省令又は告示等において定められている項目、添加物、有毒有害物質及び病原微生物等とする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室から別途指示する各検疫所ごとに割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、輸入実態や法違反状況を踏まえ、検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第1によらず検査を実施して差し支えない。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した1つの検体について、複数の検査項目についての検査を実施するよう努める。

3 検査方法

(1) 検体の採取

食品衛生法第28条に基づき収去し、別表第2により、ロットを代表するものとなるよう食品衛生監視員の指示等により無作為に抽出した検査対象から検体を採取する。

なお、検体の採取に当たっては、試験品取扱標準作業書に基づき実施し、採取方法、採取した貨物の形態及び表示事項等について、詳細に記録する。

(2) 試験方法

次の試験法のうちから、各食品等の特性に応じ、適切な試験法を選択し、標準作業書に基づき正確かつ迅速に行う。

ア. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に定められた試験法（以下「告示法」という。）

イ. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号）に定められた試験法

ウ. 部長通知等で定められた試験法

エ. 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」に記載された方法

オ. 日本薬学会編「衛生試験法注解」に記載された方法

カ. その他 A. O. A. C. 法等の信頼できる試験法

なお、試験の実施に当たっては、上記以外の試験法であっても、通知等で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において、同等又はそれ以上の性能を有するとともに、特異性を有する試験方法により実施しても差し支えない。

4 試験実施機関への検体の送付

各検疫所で採取した検体は、試験を行うために適切な保存状態を保持し、企画情報課検疫所業務管理室から別途通知する各試験検査担当課へ送付する。

なお、検体の送付に際しては、検体の授受及び試験検査が円滑に行われるよう送付先の担当者と事前に十分調整を図る。

5 結果の報告

モニタリング検査において法違反が発見された場合は、輸入者に対して貨物の状況を調査するよう指導するとともに、食品衛生法違反連絡書により企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

6 その他

(1) 当該モニタリング検査は、輸入届出に対し偏りなく無作為に抽出を行うよう配慮する。よって、輸入者の申出等により省略するものではない。

(2) 穀類、豆類等のばら積み貨物については、輸入者に対し、貨物の搬入前に届出を行うよう指導する等、あらかじめ十分な時間的余裕をもって輸入状況を把握する。

また、検査対象とする貨物の採取が可能な時間、場所、同一ホールドの貨物の動向等について情報を入手した上、速やかに採取計画を策定し、輸入者に通知する。

II 畜水産食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 畜水産食品及びその加工品

- ア. 食肉（内蔵を含む。）及び食肉製品
 - イ. 食鳥卵（液卵を含む。）、鶏卵製品
 - ウ. 乳・酪農製品
 - オ. 蜂に関連した食品（ハチミツ、ローヤルゼリー、花粉等）
 - カ. 魚類（ウギ、サケ・マス、ヒラメ等）
 - キ. 水産動物類（エビ、イカ、タコ等）
 - ク. 貝類（貝柱のみのホタテ貝は除く。）等
- ※それぞれ簡易な加工品を含む

(2) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第4（農薬の検査項目については、別表第5。）のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行うこととする。ただし、平成18年5月28日までの間は、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号の別添の別表第3の検査項目によることとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. 輸入届出ごとに1ロットとし、別表第2の検査項目「畜水産食品の残留有害物質」の欄による。ただし、微生物に係る検査を実施する場合は、別表第2の検査項目「微生物」の欄による。
- イ. 採取した検体は、冷凍状態で試験実施機関に送付されるよう取り扱う。

(2) 試験方法

以下に示す検査項目以外のものについては、告示法又は平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（以下「残留農薬等通知法」という。）により試験を実施する。

ア. 抗生物質

平成6年7月13日付け衛乳第113号中の「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法（改定）」によることとし、陽性と判定された検体については、同通知中の「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改定）」により試験を実施する。

なお、上記の方法により陽性と判定されたものについては、陽性物質名の同定及び定量を行う。

イ. クロラムフェニコール

ハチミツについては、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙1により試験を実施する。

ローヤルゼリーについては、平成17年12月8日付け事務連絡の別添により試

験を実施する。

豚肉（肝を除く）、鶏肉、ウナギ及びエビについては、平成17年1月12日付け食安監発第0112003号により試験を実施する。

それ以外の食品については、平成5年4月1日付け衛乳第78号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」（以下「残留合成抗菌剤の一斉分析法」という。）を準用して試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法により試験を実施する。

ウ. ストレプトマイシン

ハチミツについては、平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙2により試験を実施する。

エ. 合成抗菌剤

残留合成抗菌剤の一斉分析法により試験を実施する。

また、うなぎ蒲焼きについては、平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法又は残留農薬等通知法により試験を実施する。

オ. ニューキノロン系合成抗菌剤

エンロフロキサシン、シプロフロキサシン、ダノフロキサシン、オフロキサシン、オルビフロキサシン、ジフロキサシン、ノルフロキサシンについては、平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、残留農薬等通知法により試験を実施する。

カ. マラカイトグリーン

平成16年12月16日付け食安監発第1216002号「養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法について」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、分析対象にロイコマラカイトグリーンを加え、平成18年5月25日付け食安輸発第0525003号により試験を実施する。

キ. ニトロフラン類

AOZ（3-アミノ-2-オキサゾリドン）及びSEM（セミカルバジド）については、平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、分析対象であるAOZ及びSEMに1-アミノヒダントイン及び3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを加え、告示法により試験を実施する。

ク. ラサロシド

平成14年3月29日付け食監発第0329005号別添2の別紙3により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、残留農薬等通知法により試験を実施する。

ケ. DES

平成17年2月3日付け食安監発第0203002号「牛肉中のジエチルスチルベストロール分析法」により試験を実施する。

なお、平成18年5月29日以降は、告示法により試験を実施する。

コ. 腸管出血性大腸菌O157

平成9年7月9日付け衛食第212号、衛乳第202号中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」により試験を実施する。

サ. リステリア菌

平成5年8月2日付け衛乳第169号「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」により試験を実施する。

シ. 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」により、下痢性貝毒については、昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」により試験を実施する。

ス. 水銀

水銀については、昭和48年7月23日付け環乳第99号別紙1、2により試験を実施する。

セ. PCB

PCBについては、昭和47年8月24日付け環食第442号で示される分析法により試験を実施する。

Ⅲ 生食用鮮魚介類等に係る腸炎ビブリオのモニタリング検査実施要領

1 実施期間及び対象

(1) 検査強化対象食品

ア. 実施期間

平成18年7月1日から同年10月31日まで

イ. 対象食品

(ア) 平成17年度の検疫所におけるモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められた食品

- a. タイ産生食用えび
- b. 韓国産生食用アカガイ
- c. 韓国産生食用タイラギガイ
- d. インドネシア産ゆでだこ

(イ) 平成17年度のモニタリング検査等により腸炎ビブリオの法違反が認められなかった食品のうち、平成16年度に違反が認められた食品

- a. 韓国産、中国産及びフィリピン産生食用ウニ

(ウ) 下記1(2)の食品において法違反と判断された場合には、法違反の当該輸出国の当該食品については、以後、1(1)「検査強化対象食品」として取り扱う。

(2) 検査強化対象食品以外の食品

ア. 実施期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

イ. 対象食品

「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年12月厚生省告示第370号)により腸炎ビブリオの成分規格が設定されているゆでだこ、ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)、生食用鮮魚介類、生食用かき(むき身に限る。)及び冷凍食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。)

(3) 検査項目

腸炎ビブリオ

(4) 検査件数

上記1(1)の対象食品のうち、イ.(ア)及び(ウ)については、当該期間中は、全ての輸入届出について、また、イ.(イ)については、当該期間中は、輸入届出の50%について実施し、当該期間以外の期間は、上記1(2)の食品とともに、別表第1の水産加工食品「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「微生物」の欄による。

(2) 試験方法

告示法による。なお、腸炎ビブリオの試験法中「同定方法」及び「同等以上の

性能を有すると認められる試験法」については、平成13年6月29日付け食基発第23号による。

3 その他の留意事項

(1) 上記1(2)の食品の検体の採取については、食品の種類、輸出国、処理施設、輸入者及び過去の検査結果等を十分に考慮し、生食用ウニ及び貝類等汚染の高いと思われる食品を中心に、特に夏期において効率的に実施する。

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、以下の点に留意する。

ア. 上記1(1)に該当する食品については、特に法違反の蓋然性が高いと考えられ、また、平成16年度に国内の複数の食中毒調査において食中毒の原因食品として疑われた旨の報告がなされた食品を含むことから、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

イ. 上記1(2)に該当する食品については、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

(3) 基準値以内の腸炎ビブリオが検出された場合

生食用鮮魚介類、生食用かき（むき身に限る。）及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。）については、検査の結果、腸炎ビブリオ最確数が100/g以下であっても3.0/g以上検出された場合にあっては、腸炎ビブリオの増殖による食中毒発生の未然防止に資するため、国内における保管及び流通時等における保存基準の厳守を指導するとともに、当該食品による食中毒が発生した場合に当該食品の遡り調査が速やかに行われるよう流通状況等について厳格な把握に努めるよう輸入者に対して指導する。

(4) 衛生管理の指導

平成15年9月19日付け食安監発第0919007号「輸入生食用むき身ウニ及びアカガイの安全確保について」も参考とし、輸出国の製造所における加工基準の遵守、食品の輸送時及び保管時における保存基準の厳守、製造所が異なる食品については製造所毎に別ロットとして輸入届出を行うこと等、衛生管理の指導の徹底を図るよう輸入者に対して指導する。

IV 農産食品の残留農薬モニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 農産食品及びその加工品

- ア. 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- イ. 穀類、豆類、種実類
- ウ. 野菜、果実
- エ. 茶

※それぞれ簡易な加工品を含む

(2) 検査項目

検査項目は、別表第6のとおりとし、各試験方法に示されている分析対象項目について検査を行うこととする。ただし、平成18年5月28日までの間は、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号の別添の別表第4によることとする。

(3) 検査件数

別表第1に示すとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

- ア. 米以外の検体
別表第2の検査項目「農薬」の欄又はばら積み貨物の方法による。
- イ. 米
別表第3による。

(2) 試験方法

固相抽出による残留農薬一斉分析法、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

なお、固相抽出による残留農薬一斉分析法により試験を実施し、検出された値が残留基準値を超える疑いがある場合には、残留農薬等通知法又は告示法により試験を実施する。

3 その他

1 (1)ア. のミニマム・アクセス輸入米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条及び第31条に定めるものであり、関税化米とは、主要食糧需給及び価格の安定に関する法律第34条に定める納付金を納めて輸入されるものである。

また、米の検査は、VIの検査とあわせ実施する。

V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 安全性未審査の遺伝子組換え食品

- ア. トウモロコシ及びその加工品（甘味種及び爆裂種を除く。）
- イ. パパイヤ及びその加工品
- ウ. 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）

(2) 安全性審査済の遺伝子組換え食品の含有率

- ア. トウモロコシ及びトウモロコシ粉砕加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質が物理化学的な変化を受けていないコーングリッツ、コーンフラワー、コーンミール等粉砕加工品及びこれらの調整品に限る。）
- イ. 大豆及び大豆粉砕加工品（遺伝子組換えにより新たに発現されるタンパク質及びDNAが物理化学的な変化を受けていないものに限る。）

(3) 検査項目及び検査件数

検査項目及び検査件数については、別表第7のとおりとする。

2 検査方法

(1) 検体の採取

ア. 米以外の検体

平成13年3月27日付け食発第110号医薬局食品保健部長通知「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」の一部改正通知により検体を採取する。

なお、上記1(2)の検査に当たっては、分別生産流通管理に係る証明書、荷送状等により分別生産流通管理の確認が適切に行われていることを確認する。

イ. 米

別表第3による。ただし、残留農薬等とあわせて試験を実施する場合には、検体採取量の合計を2 kgとする。

(2) 試験方法

ア. 米以外の検体

平成13年3月27日付け食発第110号医薬局食品保健部長通知「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」の一部改正通知に示す方法により検査を行う。

イ. 米

ラテラルフロー法試験紙タイプの市販の Test Kit (Strategic Diagnostics 社 (SDI) 製の Seed バルクテスト Bt1Ac (Cry1Ac 用)、Trait コーンバルクテスト Bt1 (Cry1Ab 用)、Trait コーンバルクテスト Bt1F (Cry1F 用)、Trait コーンバルクテスト CryBt9 (Cry9c 用) 及び Trait コーンバルクテスト Cry3Bb (Cry3Bb(Cry3Bb1)用)) を用いる方法で行う。

実験操作は、基本的に Test Kit の説明書の方法によることとし、試料については、検体採取した米 1 kg を粉砕したものを、各 Test Kit で必要な試料量 (Cry1Ac 用 Test Kit については9g、Cry1F 用 Test Kit については25g、その他 Test Kit については200g を共通に用いる。) を無作為に採取したものをを用いることとする。

なお、Cry1Ac 用 Test Kit については、上澄み液に Bt1Ac テストストリプトを立てる時間を20分間とする。

3 結果の報告及び措置

検査の結果、トウモロコシからCBH351等の安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出された場合にあつては、同一本船ホールドのものについてサイロごと若しくははしけごとに検査を実施し、安全性未審査の遺伝子組換え食品が検出されないロットのもののみ食用とするよう輸入者を指導する。なお、サイロごと若しくははしけごとの検査の実施において、輸入者から、当該同一本船ホールドのトウモロコシの搬入時に、登録検査機関による検体採取を行う旨の申し出が事前であり、かつ、適正に採取され保管されていることが記録により確認できる場合にあつては、当該検体を用いて検査を実施して差し支えないこととする。

また、輸入届出されたトウモロコシ又は大豆のうち、輸入届出書に「遺伝子組換えでない」旨の記載があるもの又は遺伝子組換えに係る記載がないものについて、検査を実施した結果、遺伝子組換え食品の含有率が5%を超えることが判明した場合にあつては、分別生産流通管理が適切に行われたか否か輸入者に調査するよう指導する。調査の結果、証明書等により分別生産流通管理が適切に行われていなかった場合には、輸入者に対して食品衛生法第27条に基づく輸入届出事項の訂正及び貨物の状況の調査を行うよう指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで速やかに連絡する。

4 その他留意事項

- (1) トウモロコシについては、輸入後の加工方式（ドライミリング、ウエットミリング等）について届出時に確認を行い記録する。
- (2) 米の検査は、VIの3の事項に留意する。

VI 輸入米のモニタリング検査実施要領

1 対象

- (1) 米（ミニマム・アクセス輸入米及び関税化米）
- (2) 検査項目及び検査検体数
 - ア. カドミウム及びその化合物
検査検体数：598件（中国380、米国130、その他88）
 - イ. アフラトキシン
検査検体数：598件（中国380、米国130、その他88）

2 検査方法

- (1) 検体の採取
別表第3による。
- (2) 試験方法
 - ア. カドミウム及びその化合物の試験方法
告示法により試験を実施する。
 - イ. アフラトキシンの試験方法
平成14年3月26日付け食監発第0326001号に示された試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められるその他の方法による。
ただし、その他の方法で試験を実施し検出した場合は、同通知による試験法により確認試験を実施する。

3 その他

- (1) 米の検査は、同一ロット（米の種類（玄米、精米、砕精米、ウルチ米、モチ米等の別）、生産国、輸入者及び本船が同一のもの。）のうち貨物が最初に積み降ろされる港（以下「一次港」という。）において検査を実施する。このため、一次港で実施した同一ロット貨物の検査結果については、一次港を管轄する検疫所がそれ以降の港を管轄する検疫所へ適宜連絡する。
- (2) 植物防疫法に基づくくん蒸が実施される場合にあつては、輸入者に対し、当該くん蒸剤の試験に係る自主検査を実施するよう指導する。
- (3) 検体採取時の異物検査については、昭和32年4月26日付け衛食第81号「輸入米中に混入するヒルガオ科植物種子取扱要領について」を留意の上、実施する。
- (4) IVの検査とあわせ実施する。

VII 小麦のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 小麦

(2) 検査項目

デオキシニバレノール (DON)

(3) 検査頻度

企画情報課検疫所業務管理が個別に連絡指示する対象船舶について検査を実施する。

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「アフラトキシン」の欄又はばら積み貨物の方法による。

(2) 試験方法

平成14年5月21日付け食発第521002号の別紙2により試験を実施する。

3 結果の措置

検査の結果、平成14年5月21日付け食発第521002号に示す DON の暫定的な基準値を超えた場合にあつては、同通知記の3に基づき、輸入者に対して輸入、販売等の自主規制等の措置について指導を行う。

VIII 割りばしに係る防かび剤等のモニタリング検査実施要領

1 対象

(1) 検査件数

別表第1の器具及び容器包装の「成分規格等」で定める項目別件数の範囲内で行う。

(2) 試験項目

- ア. オルトフェニルフェノール (OPP)
- イ. チアベンダゾール (TBZ)
- ウ. ジフェニル (DP)
- エ. イマザリル
- オ. 二酸化硫黄又は亜硫酸塩類

2 検査方法

(1) 検体の採取

別表第2の検査項目「添加物②(不均一に分布するもの)」の欄に準じる。

(2) 試験方法

平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添4別紙1、2又はこれと同等以上の性能を有すると認められる試験法とする。

検査においては溶出試験のみでも差し支えないこととするが、材質試験についても一部実施する。

また、材質試験において残留が認められなかった場合は、溶出しないものと判断できることとする。

なお、材質試験においては、ロットごとに最低でも3ヶ所から任意に採取したものを混和し、試験に供する。溶出試験においては、ロットごとに最低でも3ヶ所から任意に採取したものをそれぞれ1膳を1検体として試験に供し、以上の検査値の平均を代表値とする。

(3) その他

溶出条件については、安全性確保の観点からも最も溶出する可能性の高い状況を想定した上で選定する。

3 結果の報告及び措置

溶出検査の結果、以下に示す許容一日摂取量(ADI)をヒト一人(体重50kg)あたりに換算した量を一日の食事の回数を勘案して3で割った値を上回る割りばしが検出された場合には、企画情報課検疫業務管理室を通じ、当室まで速やかに連絡する。

	AD I	50kg 換算 AD I	((50kg 換算 ADI) ÷ 3)
オルトフェニルフェノール (OPP)	0.4mg/kg 体重/day (JMPR)	20 mg	6.7mg (6,700µg)
チアベンタゾール (TBZ)	0.1mg/kg 体重/day (JECFA)	5mg	1.7mg (1,700µg)
ジフェニール (DP)	0.05mg/kg 体重/day (JECFA)	2.5mg	0.8mg (800µg)
イマザリル	0.03mg/kg 体重/day (JMPR)	1.5mg	0.5mg (500µg)
二酸化硫黄又は 亜硫酸塩類	0.7mg/kg 体重/day (JECFA)	35mg	12mg (12,000µg)

※ ADI は、FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) 又は FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の評価によるもの。

IX 計画輸入貨物のモニタリング検査実施要領

食品衛生法施行規則第32条第4項に定める輸入手続きによる農産食品等については、初回届出時に必ず現場検査及び残留農薬等に係る検査を実施する。

なお、自主検査成績書が添付されており、残留農薬に係るモニタリング検査が省略できると考えられる場合等にあつては、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで照会する。

1 検査対象の抽出

初回届出がなされた検疫所においては、輸入者から提出された輸入計画に基づき、以下の頻度を目安に、輸入時期、生産地域等を勘案し、モニタリング検査を実施する。

なお、対象貨物が他の検疫所が担当する海空港に搬入される場合には、当該検疫所と協議して計画を策定する。

輸入計画における年間輸入件数 (2回目以降)	モニタリング件数 (2回目以降)
11～40	1
41 ≤	2

2 検査の実施

到着予定年月の前月に輸入者に連絡し、輸入年月日、荷捌予定、通関業者等検査に必要な情報を確認する。

また、貨物が本船通関される場合には、円滑な採取が行えるよう輸入者と十分に調整した後、搬入港を所管する検疫所が採取を実施する。

3 その他

上記1の検査は、同一ロットの貨物が複数の海空港に積み降ろされ、当該貨物が法違反となった場合、大量の貨物を速やかに措置する必要が生じることから、同一ロットの貨物が最初に到着し、積み降ろされる海空港において実施するよう配慮する。